

# 公 示

(中鳥地区周辺除草委託について)

次のとおり公示します。

令和 2年11月 4日

四国地方整備局

徳島河川国道事務所長 新宅 幸夫

## 1. 委託概要

- (1) 委託名 中鳥地区周辺除草委託
- (2) 委託内容 徳島河川国道事務所が管理する吉野川水系吉野川（徳島県美馬市美馬町中鳥地先）における親水として利用されている箇所での点検のための除草を河川法第99条に基づき、河川協力団体、一般財団法人又は一般社団法人（以下、「河川協力団体等」という。）に委託するものである。
- (3) 委託場所 徳島県美馬市美馬町中鳥地先
- (4) 委託期間 契約締結の翌日から令和 3年 3月31日まで

## 2. 委託先となる河川協力団体等の要件

申請資料を提出しようとする河川協力団体等は、以下の要件を満たしているものとする。

- (1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。
- (2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者であること。
- (3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 申請書等の提出期限の日から資格の確認結果通知の日までの期間に、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 申請資料を提出し、要件を満たしていることを証明した者であること。
- (8) 説明書等の交付を直接受けた者であること。

## 3. 委託先の選定

申請資料をもとに審査を行い、委託先を選定するものとする。

- (1) 上記 2. に規定する要件及び河川協力団体にあつては指定の有無、一般社団法人、一般財団法人にあつては、河川協力団体指定準則第 4（一、四、五、七）に規定する内容を審査する。
- (2) (1)に規定する審査を行った結果、委託先として適切と判断された河川協力団体等については、説明書に規定する活動実績及び活動実施体制について、採点を行う。
- (3) 審査及び採点の結果、複数の河川協力団体等が選定された場合には、選定された団体数に応じて委託場所を分割し委託する。

#### 4. 手続き等

##### (1) 担当部局

〒770-8554 徳島県徳島市上吉野町3丁目35  
四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川管理課  
電話 088-654-9266（直通）  
FAX 088-654-9267（直通）

##### (2) 説明書の交付期間及び交付方法

- 1) 交付期間：令和 2年11月 4日（水）から令和 2年11月24日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
  - 2) 交付場所：〒770-8554 徳島県徳島市上吉野町3丁目35  
四国地方整備局 徳島河川国道事務所 3階 河川管理課内  
〒771-2106 徳島県美馬市美馬町字喜来市65-3  
四国地方整備局 徳島河川国道事務所 吉野川美馬出張所内
  - 3) 交付方法：郵送又は手渡しにより交付する。
- ##### (3) 委託先選定のための申請資料の提出期間、場所及び方法
- 1) 提出期間：令和 2年11月 5日（木）から令和 2年11月 24日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
  - 2) 提出場所：(2)2)と同じ。
  - 3) 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出すること。

#### 5. その他

- (1) 委託費は実費相当額とし、委託先として選定された河川協力団体等と委託費に関する協議を行い、協議書の締結をもって委託するものとする。  
また、協議書の締結後に別途、契約担当官と委託先として選定された河川協力団体等との間で委託契約を締結するものとする。
- (2) 提出された申請資料は返却しない。
- (3) 詳細は説明書による。